

信濃川下流流域下水道（新津処理区） 運転監視保守業務委託特記仕様書

（目 的）

第1条 本仕様書は、公益財団法人新潟県下水道公社（以下「公社」という。）が定める共通仕様書のほか、次にあげる施設の運転監視保守業務を適正で効果的に行うため、その必要事項を定めるものである。

1 施設名称及び場所

(1) 新津浄化センター

新潟市秋葉区古田ノ内大野開2番地

「新津浄化センター全体配置図」（別紙－1）参照

(2) 新関ポンプ場

五泉市下条壱町田465番地（処理場からの距離9km）

(3) 小屋場ポンプ場

新潟市秋葉区大鹿91-1（処理場からの距離5km）

(4) 田島ポンプ場

新潟市秋葉区田島105-2（処理場からの距離4km）

(5) 幹線管渠

新津幹線

「信濃川下流流域下水道（新津処理区）計画図」（別紙－2）参照

（業務対象施設の概要）

第2条 業務の対象施設は次のとおりとする。

1 新津浄化センター

(1) 供用開始年月

昭和58年4月

(2) 排除方式、処理方法

分流式、標準活性汚泥法

(3) 処理能力、予想流入水量

①全体計画処理能力 44,300m³/日（日最大）

②処理能力 令和6年度 37,500m³/日（日最大）

③予想流入水量 令和6年度 28,925m³/日（日平均）

④予想発生汚泥量 令和6年度 脱水ケーキ 4,297t（年間）

2 新関ポンプ場（中継ポンプ場）

(1) 供用開始年月

昭和60年9月

(2) 揚水能力

27.6m³/分

(3) その他

① 沈砂池設備の有無（有、阻水扉及び除塵機のみ）

② 自家発電設備の有無(有)

3 小屋場ポンプ場（中継ポンプ場）

(1) 供用開始年月

平成14年3月（本設ポンプ場供用開始）

(2) 揚水能力

10.2 m³/分

(3) その他

① 沈砂池設備の有無（有、阻水扉及び除塵機のみ）

② 自家発電設備の有無(有)

4 田島ポンプ場（中継ポンプ場）

(1) 供用開始年月

平成11年12月（電気・脱臭棟は平成15年3月供用開始）

(2) 揚水能力

11.0 m³/分

(3) その他

① 沈砂池設備の有無（有、阻水扉のみ）

② 自家発電設備の有無(有)

5 し尿受入施設（新津浄化センター内）

(1) 供用開始年月

平成16年1月

(2) 揚水能力

1.36 m³/分

6 主要設備

主要設備の概要は「処理設備のフローシート及び主要設備の概要」（別紙－3、4）による。

7 点検基準

主要設備の点検基準は「保守点検基準」（別紙－5）による。

（業務内容）

第3条 主な業務内容は、次のとおりとする。

1 運転操作監視業務

(1) 水処理や汚泥処理施設を適切に維持管理するための運転操作監視業務を次の各号に示す。

① 水処理、汚泥処理施設は中央監視において24時間連続監視、運転操作、記録、故障対応、緊急時対応。

② その他中央監視室で監視可能な設備の24時間連続監視、緊急時対応。

③ 汚泥脱水、消化槽加温用ヒーター、し渣沈砂貯留設備、消化ガス発電設備の運転操作。

④ 運転日報の打ち出し、管理日報運転記録等帳票の作成。

⑤ 空気調和設備及び換気設備の運転操作。

⑥ 門扉、各棟のドアの開閉（施錠を含む。）、火災及び盗難の予防、不法侵入者の未然防止・排除に向けた関係機関への連絡、通報。

- ⑦ 夜間の場内巡回パトロール。
 - ⑧ 中継ポンプ場の24時間連続監視、遠隔操作、故障対応、緊急時対応。
 - ⑨ その他の業務遂行上委託者が指示する業務。
- (2) 中央監視室のLCD及び操作卓等の運転監視制御情報処理設備（以下「監視装置」という。）で施設設備機器（以下「機器」という。）を常に正常な状態で設備本来の機能を十分発揮できるように運転監視を行うこと。
 - (3) 監視装置により機器の異常及び故障を監視し、異常及び故障が発生した場合は迅速に対応し、機器の正常な運転を確保すること。
 - (4) 機器の運転操作、切替は、中央監視室の監視制御装置または現場操作盤において行う。なお、その運転操作時は、現場と中央監視室で十分に連絡をとりながら行うこと。
 - (5) 機器等の異常、故障時は的確な判断により、連絡、報告、原因調査及び応急措置を行うこと。
 - (6) 自然災害及び事故発生時の連絡、報告及び適切な措置を行うこと。
 - (7) 中央監視室内は常に清潔にし、整理整頓を心掛けること。

2 保守点検整備業務

- (1) 施設設備機器（以下「機器」という。）の保守点検整備（以下「点検」という。）は、日常点検、週間点検、定期点検、臨時点検及び整備とし、各目的に応じて行い、機器の状態を良好に保ち長期間使用に耐えるよう努力すること。
- (2) 機器の点検、調整及び保護装置の確認。
- (3) 機器の給脂、潤滑油の交換、油面の点検及び記録。
- (4) 関係法令により義務づけられた点検及び記録。
- (5) 電気設備の絶縁抵抗、及び接地抵抗等の測定。（自家用電気工作物保安規程に基づく保安業務を含む。）
- (6) 非常用自家発電装置の起動試験及び点検整備。（ただし簡易なもの）
- (7) 空気調和設備、換気設備等の建築付帯設備の点検。
- (8) 機器の修繕、補修及び塗装業務。
- (9) 汚泥脱水業務実施前後の機器の点検及び整備。
- (10) 各水槽（上水及び処理水用）等の排水及び清掃。
- (11) 機器の清掃及び業務実施場所の清掃。
- (12) 点検の記録及び報告。
- (13) 降雪前後の年2回、幹線マンホール蓋すり付け高の調査点検（内、年1回の蓋の開放点検を含む）。
- (14) その他、業務遂行上委託者が指示する業務。

3 水質及び汚泥等分析補助業務

- (1) 流入下水及び水処理状況の監視。
- (2) 放流水の透視度、反応タンク混合液の沈降率等の測定。
- (3) 水処理施設や汚泥処理施設を適切に維持管理するための水質及び汚泥等の分析補助業務を次の各号に示す。

試験項目は「公益財団法人新潟県下水道公社各処理区水質及び汚泥試験等測定項目」

（別紙－6）に示す。なお、現場の状況に応じて両者の協議により変更する場合がある。

- ① 日常試験（週5回）
- ② 中試験
- ③ 精密試験（月2回）
- ⑦ 消化ガス試験
- ⑧ ポンプ場等流入水試験
- ⑨ 通日試験（年4回）

- ④ 反応タンク試験
- ⑤ 汚泥試験
- ⑥ 脱水汚泥試験
- ⑬ その他委託者が指示する試験
- ⑩ 環境調査
- ⑪ 各種試験の採水及び採泥
- ⑫ 精密試験時の新潟浄化センターへの検体の運搬

4 事務業務

- (1) 公社との業務打合せ及び報告
- (2) 日誌、日報、運転記録の整理、その他指示する文章等の作成及び整理
- (3) 公社が貸与及び支給した消耗品類の管理
- (4) その他業務遂行上委託者が示す業務

5 その他の業務

- (1) 建築物周囲の屋外清掃、軽微な草刈及び除雪（詳細は両者の協議とする。）
- (2) 建築物内部の清掃
- (3) 備品、機器の予備品、特殊工具、消耗品等の整理整頓
- (4) 薬品及び燃料等の受け入れ
- (5) その他業務遂行上委託者が指示する業務

6 その他の技術業務

- (1) 施設設備の増改築、更新等工事に係わる試運転立会い及びこれに伴う操作等の作業
- (2) 機器修繕工事等に係わる現場立会い、試運転立会い及びこれに伴う操作等の作業
- (3) 点検等で交換を推奨された箇所等の修理や計画的な修理
- (4) 場外施設等の保守点検や運転操作に係わる業務
- (5) その他業務遂行上委託者が指示する業務

(専門業者委託業務)

第4条 次の各号に掲げる業務は専門業者に委託（予定）するが、日常点検、定期点検等は、怠りなく行うこと。

- ① 法定検査
 - 消防法関係点検（消防用設備点検、危険物施設）
 - 労働安全衛生法関係点検（水質試験室の作業環境測定）
- ② ボイラ排ガス検査、ばい煙法定検査、分析検査業務
- ③ 植栽管理業務
- ④ 運転監視情報処理装置保守点検業務
- ⑤ 遠方運転監視制御装置保守点検業務
- ⑥ 高圧受変電設備保守点検業務
- ⑦ 負担金算定用流量計測装置保守点検業務
- ⑧ 直流電源装置保守点検業務
- ⑨ 高圧遮断機保守点検業務
- ⑩ 無停電電源装置保守点検業務
- ⑪ 非常用発電設備保守点検業務
- ⑫ 特定機器精密保守点検業務
- ⑬ 管理部門及びガラス（指定する場所を除く。）清掃業務
- ⑭ 脱水汚泥の搬出及び処分
- ⑮ し渣及び沈砂の搬出及び処分

⑩ 消化ガス発電設備保守点検業務

(受託者の負担経費)

第5条 業務履行に必要とする備品、消耗品類の費用のうち、次に掲げる指定材料（直接経費（日本下水道協会の下水道施設維持管理積算要領による）に含まれるものを除く）は公社よりの供与とする。なお、その受け渡し及び取扱い上の注意事項については、公社の指示に従うものとする。

1 指定材料等の範囲

- ① 電力・上水道・燃料用油類・LPG
- ② 水処理及び汚泥処理用薬剤
- ③ 潤滑油（剤）、ヒーター薬剤
- ④ 管理日報用紙・機器記録用紙及び付属消耗品
- ⑤ 特殊作業工具・測定器具（詳細は両者の協議とする。）
- ⑥ 補修用資機材（詳細は両者の協議とする。）
- ⑦ 薬品（水質試験用試薬）

(有資格者)

第6条 業務に必要な資格者は次のとおりである。

1 業務に要する資格

- ① 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に基づく同法施行令第15条の3に適合する者
- ② 第一種電気工事士
- ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（二種酸欠）
- ④ 甲種又は乙種第四類危険物取扱者
- ⑤ クレーン（5t未満）特別教育修了者
- ⑥ 玉掛け技能講習修了者